| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3　ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画（Ⅲ） | 三百二十五億七千百万円 | | ○・六五 | 十年の据置期間の後三十年 |
| | | コンサルタントに対する支払部分 | ○・○一 | |

総　額　四百六十四億百万円

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年二月十七日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　プラボード・サクセナ

インド駐在
日本国特命全権大使　堂道秀明閣下

**○外務省告示第七十一号**

平成二十三年二月二十一日に東京で、アンゴラ共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アンゴラ共和国におけるポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億八千三百万円

3　署名者

日　本　側　前原誠司外務大臣

国際連合児童基金側　平林国彦東京事務所長

平成二十三年三月四日

外務大臣　前原　誠司

**○文部科学省告示第二十九号**

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第一項の規定により、次に掲げる者を同法第八条第一項の登録施設利用促進機関として登録したので、同法第二十八条第一項第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月四日

文部科学大臣　髙木　義明

| 登録年月日及び登録番号 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名 | 特定先端大型研究施設の種別 | 利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地 |
|---|---|---|---|
| 平成二十三年二月二十一日<br>第〇〇二号 | 一般財団法人総合科学研究機構<br>茨城県土浦市上高津一六〇一番地<br>理事長　西谷　隆義 | 特定中性子線施設 | 一般財団法人総合科学研究機構東海事業センター<br>茨城県那珂郡東海村白方一六二番地一　いばらき量子ビーム研究センター内 |

**○農林水産省告示第五百二十五号**

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
　平成二十三年二月二十三日　第十五号

二　登録外国認定機関の名称及び住所
　グローバル　オーガニック　アライアンス社
　アメリカ合衆国　オハイオ州　ベラフォンテン市　タウンシップ通り　百七十九号　三千百八十五番地

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類
　有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
　アメリカ合衆国（グアム、北マリアナ諸島、プエルト・リコ、米国領ヴァージン諸島及びサモアを含む。）、カナダ、メキシコ、パナマ、ベリーズ、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、フィリピン、大韓民国、インドネシア及び台湾
(2)　認定を行う事業所の所在地
　アメリカ合衆国　オハイオ州　ベラフォンテン市　タウンシップ通り　百七十九号　三千百八十五番地

**○農林水産省告示第五百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡福智町伊方六の二、八〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字西友枝一七九七・四二七〇の一・四二九〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第五百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市屏字ウトウラ一七九一、一七九九、字ナカクボ一八六四の三、一八六四の六、一八六七

二　指定の目的　水源のかん養